

構造改革特区構想提案書(第2次の新規提案用)

様式 1 2

1	都道府県コード		23
2	提案主体名	津島市	
3	提案主体コード		23208
4	共同提案機関名		
5	特区構想名	学生インターンシップ特区	
6	特区構想分類コード		13
7	特区想定地域	市町村の全部	
8	特区想定地域コード		2
9	地域特性・背景	<p>厳しい経済状況の中で公務員志望の学生が増えているものの、本市において採用前に公務を経験できる場は未設置である。そこで、インターンシップ制度の導入について検討していきたいと考えている。</p>	
10	目的・必要性	<p>・インターンシップの未整備は、憲法22条の職業選択の自由の観点からして適切とは言えない。          ・行政の活動を身を以って経験できるという機会は、この上ない住民と行政との情報共有のひとつの姿ではないかと捉えている。          ・今後、明白な優劣が付くであろう地方自治体の経営戦略上、「人材」の確保は至上の課題であると言える。インターンシップ制度は、こうした点からも相応しいものではないかと考えられる。</p>	
11	想定する主要な事業 (事業名) (事業実施主体) (事業開始予定時期)	<p>学生インターンシップ制度の導入、 津島市、 未定</p>	
12	事業を実現するために 検討が必要な規制の特	<p>地方公務員法に基づく任用の一形態としての「職業経験の目的による無給の労務提供による任用」の容認</p>	
13	事業を実施するために 活用する規制の特例事項		
14	期待される経済活性効果	<p>学生の実体験を通して住民の「公務」に対する理解の深まり、ひいては住民参画意識の高揚の一助となることが期待でき、官民協働によるまちづくりが展開できる。併せて、本制度の導入によって、「公務」に必要な人材の確保に大いに寄与するものと考えられ、マンパワー、組織力の向上を図ることができる。</p>	
15	概要	<p>本市においては、「公務」を志望する、または選択肢としている学生に対し、その選択段階にて実際に経験して頂ける制度を検討しているところであるが、既に実施している自治体の状況を見るに、当該学生の任用の位置付けが曖昧であるがために、守秘義務の徹底や被災時の対応等が不十分である。それは、地方公務員法上においてこうした任用を想定していないことが原因となるものであると結論し、今回規制の緩和を申し出るものである。</p>	
16	添付資料		0

構造改革特区構想提案書(第2次の新規提案用)

様式 1 2

17	連絡先(郵便番号)	496-8686
18	(住所)	愛知県津島市立込町2-21
19	(部署)	市長公室まちづくり振興課
20	(役職)	主事
21	(氏名)	下里興史
22	(フリガナ)	シモサトオキフミ
23	(電話番号)	0567-24-1111(内線2332)
24	(FAX番号)	0567-24-1791
25	(e-mailアドレス)	machi@city.tsushima.aichi.jp
26	提案書の公開	可
27	非公開該当個所及び非公開理由	なし
28	その他(特記事項)	